

国際ハインリッヒ・シュッツ協会日本支部規約

第1章 総則

第1条 この団体は、国際ハインリッヒ・シュッツ協会 Internationale Heinrich-Schütz-Gesellschaft e.V. (1930年設立、所在地はドイツ連邦共和国 Heinrich-Schütz-Allee 35, D-34131 Kassel) の日本支部として1965年に設置され、国際ハインリッヒ・シュッツ協会日本支部（略称はISG日本支部）と称する。

第2条 この団体は、事務局を〒221-0002 横浜市神奈川区大口通137-5 荒川恒子方に置く。

第2章 目的および事業

第3条 この団体は、国際ハインリッヒ・シュッツ協会の日本支部として、17世紀のドイツを代表する作曲家ハインリッヒ・シュッツ Heinrich Schütz (1585–1672) の音楽の愛好家、演奏家、研究者らが互いに交流を深め、情報を交換することによって、ハインリッヒ・シュッツの音楽の理解と普及に寄与することを目的とする。

第4条 この団体は、国際ハインリッヒ・シュッツ協会が、前条の目的の達成のために行う諸事業（作品全集、機関紙 Acta Sagittariana、シュッツ年鑑の刊行および年に一度開催する国際ハインリッヒ・シュッツ祭）に随意協力、参加する。その他この団体の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会員

第5条 この団体の会員は、次の3種とする。

1. 正会員 この団体の目的に賛同し、別に定める会費を納める者
2. 学生会員 大学（大学院を除く）、短期大学またはそれに準ずる学校などに在籍する学生で、この団体の目的に賛同し、別に定める会費を納める者
3. 団体会員 この団体の目的に賛同し、別に定める会費を納める団体

第6条 入会手続きは、会費を添えて入会申込書を提出する。

第7条 会員は、国際ハインリッヒ・シュッツ協会が刊行する機関誌とシュッツ年鑑の配布を受ける。

第8条 会員は、退会時に退会届を提出しなければならない。

第4章 役員

第9条 この団体には次の役員を置く。役員は、合議によって選出される。

- 支部長 1名
- 庶務委員 1名 会計委員 1名 広報委員 1名
- 監事 1名

役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5章 会計

第10条 この団体の収入は、会費、収支決算の剰余金、寄付金その他である。それらにより本部支払、支部ニューズレター発行、ホームページ作成等の事業経費を支弁する。

第11条 この団体の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第 12 条 会費年額は、国際ハインリッヒ・シュッツ協会が定める会費に支部運営費を加えた年額とし、次のように定める。会費の年額を変更する場合には、合議によって決定する。

1. 正会員 年 4500 円
2. 学生会員 年 3000 円
3. 団体会員 年 5000 円

本規約は 1965 年 3 月 28 日から発行する。

(2007 年 5 月 5 日より修正発効)

(2018 年 4 月 5 日より修正発効)